

都市OS（データ連携基盤）の導入に向けた  
調査委託業務

仕 様 書

令和5年5月

豊橋市企画部政策企画課

## 1 件名

都市OS（データ連携基盤）の導入に向けた調査委託業務

## 2 目的

近年、市民生活や企業活動におけるデジタル化が急速に進行しており、ICT データとデジタル技術を活用した地域課題解決の取り組みが求められている中、国は「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月閣議決定）に基づき、地方創生を深化・加速化している。

本市もスマートシティの取組方針の考え方や方向性を明らかにした「豊橋市スマートシティ推進方針」を令和4年5月に策定し、先進事例・人材の育成を進めるほか、官民が一体となって、スマートシティを推進する仕組みを拡大しているところ、同方針に掲げる市民幸福度（well-being）の向上を目的とした全市を挙げたスマートシティの実現に向けて、都市OS（データ連携基盤）の活用を通じて市民生活の向上や経済の活性化を図ることとしている。

本業務では、2025年度をめざした都市OSの構築及びその効果的な活用に向けて、都市OSの活用により解決が見込まれる本市が抱える課題の抽出と解決案の提示、それらを踏まえた本市における都市OS導入の効果及び運用方法のほか、導入した都市OSが広く活用されるための具体的な方策を検討することを目的とし、調査研究を実施するものである。

## 3 背景・課題

民間の持つデータと行政の持つ様々なデータ（子育て・福祉・産業など）の連携をすることで、これまで解決できなかった課題の解決、新たな取り組みの進展などが期待できるが、都市OS（データ連携基盤）で連携させるデータは、各事業の目的によって、データの所有者や使用者が異なることから、「効果を出すためには、何のためにデータ連携基盤が必要なのか」を検討する必要がある。

背景	課題認識												
<ul style="list-style-type: none"><li>基本計画を実現するための個別計画として豊橋市スマートシティ推進方針を策定</li></ul> <p><b>第6次総合計画に基づいた市政の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>2021年度より、SDGsの考え方を規範とし、まちづくりの基本理念『私たちがつくる 未来をつくる』のもとで、下記8分野に対して施策を展開</li></ul> <table border="1"><tr><td>子育て・教育</td><td>産業</td><td>安心・安全</td><td>健康</td><td>文化・スポーツ・共生</td><td>賑わい</td><td>環境</td><td>都市基盤</td></tr></table> <p><b>豊橋市スマートシティ推進方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>第6次総合計画にうたわれる8つの施策課題を解決するため、官民連携の下で下記に基づきスマートシティの取組みを推進</li></ul> <table border="1"><tr><td>生活者起点のデジタル化</td><td>データ連携基盤の整備と土台づくり</td><td>スマートシティに適した人づくり</td><td>多様な主体による連携</td></tr></table>	子育て・教育	産業	安心・安全	健康	文化・スポーツ・共生	賑わい	環境	都市基盤	生活者起点のデジタル化	データ連携基盤の整備と土台づくり	スマートシティに適した人づくり	多様な主体による連携	<ul style="list-style-type: none"><li>下記を含む全体構想を策定する必要</li></ul> <p><b>データ連携基盤で解決すべき課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>データを連携させることにより、どのような課題を解決するか</li><li>データ連携の糸口として、どの課題から着手するか</li></ul> <p><b>課題を解決するためのサービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>課題を解決するために、誰にどのようなサービスを提供するか</li><li>持続的なサービス提供のためにどのようなビジネスモデルを構築するか</li></ul> <p><b>体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>サービスやデータ連携基盤を構築するためにどのような組織・体制で臨むか</li></ul> <p><b>ロードマップ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>サービスやデータ連携基盤を構築するために、どのようなステップを踏み、各ステップでどのような施策を打つか</li></ul>
子育て・教育	産業	安心・安全	健康	文化・スポーツ・共生	賑わい	環境	都市基盤						
生活者起点のデジタル化	データ連携基盤の整備と土台づくり	スマートシティに適した人づくり	多様な主体による連携										

#### 4 契約期間

契約締結日から令和5年12月22日（金）まで

#### 5 業務内容

本業務では、次の（１）から（６）まで実施することとする。

##### （１）スマートシティとよはしの実現に向けた都市OSの基本的な在り方の提示

本事業の目的に基づき、地域の大学・産業支援機関・金融機関・民間企業、市民活動団体などの多様なステークホルダーが参画するプラットフォームと連携した新しいサービス・アプリケーションを創出するために、本市に適した都市OSのあるべき姿について提示し、それにより市民全体がどのような利便性を享受できるのかについて、利用ケース等を含めた将来像を示すこと。

##### （２）本市の実情に即した都市OSの果たす役割の整理

スマートシティ地域、デジタルの実装に取り組む地方公共団体などの取り組み事例や国のリファレンスモデルをベースに、本市において都市OSの果たす役割、提供すべき価値とソリューション、具備する機能、運営方法について想定されるケースとそのメリット・デメリットを事例と併せて整理すること。

##### （３）既存資源の調査

官民間問わず本市の様々な団体等が保有するオープンデータ等の既存資源をヒアリング等にて洗い出し、本市における都市OSとの情報連携や既存資源の利活用について、施策や取り組みの位置づけを踏まえて調査すること。

##### （４）都市OSの活用により解決が見込まれる課題の抽出と方向性の提示

（１）～（３）を踏まえ、本市において都市OSが担う機能を提示するとともに、活用可能性のあるユースケースごとの検討課題の洗い出しを行うこと。

その上で、都市OSを導入することで課題を解決できる展望及び官民一体となって、有機的かつ持続的に協力・連携していくための体制を含めた方向性を提示すること。

##### （５）都市OSの構築のためのロードマップの策定

本市の都市OS構築に向け、どのようなスケジュールで進めるのかを示したロードマップ案を策定し、実証実験等を踏まえた実現に向けたステップと、ステップごとで達成すべき目標、行政以外の関係機関との連携及び市民の積極的な参画を促す方法等について示すこと。

##### （６）報告書作成

事業内容を取りまとめた事業報告書を提出すること。

## 6 スケジュールイメージ

	全体進行	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
4月						
5月	公示 ↓					
6月	契約締結 キックオフ					
7月	定例報告					
8月	定例報告					
9月						中間報告
10月	定例報告					
11月	定例報告					
12月						報告書提出

## 7 成果物

以下の成果物を指定する期日までに納めること。なお、成果物に係る一切の権利は豊橋市に帰属するものとする。

また、本事業における成果物については、特段の指示がない限り全て電子媒体（Microsoft Office Word・Excel・PowerPoint、PDF、JPEG、AI、MP4等の形式）でDVD-R等に記録し、指定する期日までに納めること。

### (1) 事業報告書

実施内容を取りまとめた事業報告書を提出すること。

#### ■ 規格・数量

- ・サイズ： A4版
- ・印刷方法： オフセット印刷（両面カラー）
- ・用紙： 再生普通紙を基本とする
- ・頁数： 50ページ程度
- ・数量： 1部

#### ■ 内容

- ① 概要
- ② 都市OSの在り方

- ③ 既存資源の調査
- ④ 豊橋市における役割
- ⑤ 課題抽出・整理
- ⑥ 方向性・まとめ
- ⑦ ロードマップ
- ⑧ 参考情報 等

※ 別途、概要資料（A4版片面1頁）を作成すること。

## （2）データ等

本業務の実施にあたり、制作または取得したデータについては、電子媒体（Microsoft Office Word・Excel・PowerPoint、PDF、JPEG、AI、MP4等の形式）にて指定する期日までに納品すること。

## 8 納期

成果品については、令和5年12月22日（金）17時までに納品すること。

なお、令和5年9月29日（金）17時までに中間報告として以下を提出すること。

- ① 当該日までの各業務の進捗状況をまとめたもの。なお、業務内容（4）については概略を提出すること。
- ② ①で示した施策の実施にかかる概算予算。
- ③ その他豊橋市から別途提出を求めるもの。

## 9 納品先

豊橋市企画部政策企画課

（〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所東館5階）

## 10 その他

（1）本業務の遂行にあたっては、下記項目に要する費用は全て受託者の責任及び負担とする。

ア 受託者の不注意によって生じた費用

イ 受託者が第三者に損害を与えた場合の全ての費用

（2）本業務によって知り得た個人（法人を含む）情報は厳正に管理し、本業務の目的以外に使用しないこと。

（3）本業務の履行に関し、法令等を遵守し適正な取り扱いを確保すること。

（4）業務の実施にあたっては、発注者と十分に打ち合わせを行い、本仕様書に記載のない事項については、その都度、発注者と協議の上処理すること。